

## 近隣住民からの暴言・嫌がらせ・脅迫を受けた人への支援

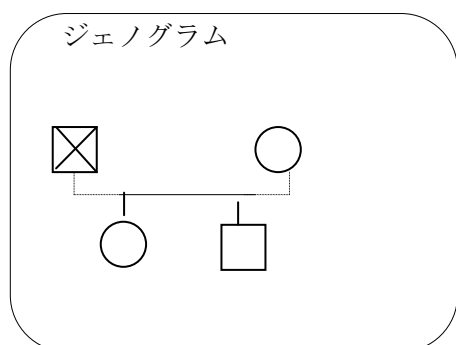
■人権キーワード：近隣トラブル、精神障がい、高齢者、地域包括ケア

■相談者：A(70代前半)

### ■家族状況

○相談者：A(妻。70代前半で年金生活)

○家族：夫(死亡)、子ども(長女、長男がおり、二人とも結婚し別居している。)



### ■相談の主訴

近隣のBからAに対して、中傷や嫌がらせがエスカレートして対応に苦慮している。

### ■相談の経路

Aが人権相談窓口に来所して面接相談をされた。

### ■相談内容等

1年前の夏ごろから、BはAの自宅にある植物が邪魔であると主張し、AとBの間でトラブルとなった。その後も、AはBから大声で誹謗中傷されたり、脅迫の手紙や中傷のメモを家に投げ込まれたりした。だんだんと脅迫・嫌がらせがエスカレートしたので、対応に苦慮したAは人権相談窓口に来所。

Aは、20～30年前から現在の住居に住んでおり、Bとは数軒隔てた分譲住宅のご近所同士である。Bは妻と夫婦2人暮らしである。Bは現在70歳をすぎ退職している。Bは精神的に不安定で、民生委員などが自転車を置いているだけで怒り罵声を浴びせたことがあるなど、今までも近隣でトラブルをおこしてきたようである。なお、妻は現在そろばん教室にて勤務している。

昨年、夏ごろに、BはAに対して、A自宅前の植物が車で走行時に邪魔になる旨の苦情を寄せた。BはAの自宅前に三角コーンを置いて、「これ以上、葉をはみださせるな。」と言い、「コーンを触るな。葉を切るぞ。」などの内容の貼り紙をした。困ったAはBの妻の勤務先に相談に行ったが、Bの行動は改善されないままであった。その後も4度にわたりAを非難する内容の貼り紙がされたことから、Aの長男もBの妻の勤務先にいき、貼り紙等をやめてほしいと申し入れをした。Bの妻は夫に話すと約束したが、直後にBはメモ

書きでテニスボールをくるみA宅に投げ込んだ。これにはAの長男も、これ以上どうにもできないとあきらめてしまった。

これまでも警察に相談したが(民事不介入とのことで)対処してもらえず、また、法テラスにも相談に行ったが名誉棄損にもあたらないと言われた。どうしてよいか分からず、Aが長女と一緒に人権相談窓口相談に来られ、相談回数も複数回に及んだ。その間も、「ただですむと思うな。」「爆竹を家の中にいれたるか。」など張り紙や手紙の内容がエスカレートしている様子であった。

そこでBの妻に人権相談窓口に来てもらい話を聞くことになった。Bの妻から精神疾患の話を引き、AとのトラブルについてはBに話しても理解してもらえないようで、解決が難しいことが分かった。Bの妻は、申し訳ないという気持ちはあるものの、どうしようもないと諦めて疲れ果てている様子でもある。Aの長男は、幼少時にBから勉強を教えてもらっていたなど、関係が良好な時期もあったが、現在はコミュニケーションもとれない状況となっている。

#### ■対応

Aに対しては、再度警察に相談することを助言した。警察からは、トラブルがあった時の記録や連絡、重点見回りなどの説明を受けた。Bの行動がエスカレートするようであれば、警察を間に入れて話し合いができることや、迷惑な行動をとらないことへの誓約をするなどの話があった。また、民生委員にも連絡し、AB宅への訪問を実施してもらうようにした。

Bに対しては、人権相談のワーカーが自宅訪問をしたものの、挨拶をするだけで怒鳴られ追い返されてしまったため、Bの妻との面接相談を優先するようにした。その中で、Bの妻からは、Bとの生活の苦しさ語られた。Bは自宅でもイライラしており、いつも文句を言っているようであった。妻はBから怒鳴られることも多く、なるべく家にいないようにしていることが分かった。妻は精神的な障がいについて、病院に行ってほしいようであるが、受診できる状況ではないとのことであった。妻の苦しみに共感し、受容的な関わりを続けて、定期的に人権相談窓口に来てもらうようにした。

現在は市の連携により、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターともつながり、今後の対応について検討がされている状況である。

#### ■評価および今後の課題

近年、増加傾向にある「近隣トラブル」といわれるものであるが、エスカレートしていくと重大な事件になることもある。背景には、孤独、貧困、差別、認知症、様々な障がいなどが関連していることがあり、被害者や地域の中だけで解決していくことは困難であることが多い。

この事例では、被害者となっているAと加害者側となっているBやBの妻といった両方の相談対応を、1人の人権相談ワーカーが行っているところに特徴がある。人権相談窓口のワーカーは人数が限られており、このような対応となることもあるが、両当事者との関係づくりを丁寧に行い対応していると評価できる。今後は、現在の連携関係に加えて、地域

の支援会議の実施、訪問、専門的支援の実施が期待される。現在は、市との連携から委託相談という方法で地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターに積極的に介入してもらおう対応も増えている状況である。このような対応により、Bの受診拒否という状況についても、専門職の訪問によって介護や障がいに関するサービスと連携することが可能となる場合もある。また、精神科や診療内科への受診拒否という事例においては、高齢であるということで地域に主治医を持つために身近な病院に行くことから始め、そこから専門的な病院と連携するという場合もある。いずれにしても、Bへの支援をBの妻だけに任せることにならないようにすることも重要である。レスパイトケア<sup>注</sup>の観点を忘れず、対応継続していくことが求められる事例である。

#### ■連携が想定される資源

警察

CSW

地域包括支援センター

基幹相談支援センター

保健センター

医療機関

民生委員

地域ケア会議

#### ■利用が想定されるサービス

医療機関

見守りネットワーク

障害者総合支援法上のサービス（精神）

---

<sup>注</sup> 乳幼児や障がい児・者、高齢者などを在宅で介護している家族の負担を軽減し、リフレッシュしてもらうために、一時的にケアを代替、支援すること。